公益社団法人秋田県農業公社所有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に準じて、公告します。

令和８年１１月１１日　　公益社団法人 秋田県農業公社理事長　齋　藤　　了

1　入札に付する物件の所在、面積等

物件番号	所　在　地	登記簿地目（現況地目）	面　積（㎡）	予定価格（円）
1	南秋田郡大潟村方上５５番	田（雑種地）	126,025	60,575,680
2	南秋田郡大潟村方上５８番１	田（雑種地）	109,875	52,812,957

2　入札に参加する者に必要な資格
入札参加申込書及び３に掲げる必要書類１式を、４、５に掲げる期間内及び場所に提出した者（ただし、地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者及び農地中間管理事業の借地料等の滞納がある者を除く）。

3　入札参加申込に必要な提出書類等
入札参加申込書のほか、次に定める書類
(1)個人の場合
住民票の写し、身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）、誓約書、印鑑登録証明書（写し可）、買受適格証明書
(2)法人の場合
法人の登記事項証明書、定款、誓約書、印鑑証明書（写し可）、買受適格証明書
(3)買受適格証明書は、令和８年11月20日（金）までに大潟村農業委員会へ申し込みしてください。申し込みに当たっては、住民票（世帯票）、印鑑（登録）証明書、自らの営農地の属する市町村農業委員会からの耕作証明書と実印を持参してください。

4　入札参加申込書の提出期日
令和８年12月２日（水）午後５時まで必着。

5　入札参加申込書（必要書類１式）の提出方法及び提出先
(1)入札参加申込書は、公益社団法人秋田県農業公社ホームページよりダウンロードしてください。
必要事項を記入の上、持ち込み、郵送、又はＦＡＸ、メールで提出してください。なお、ＦＡＸ、メールによる場合は、入札時に正規書類の提出をお願いします。
(2)提出先
〒010-0951　秋田市山王四丁目１番２号　秋田地方総合庁舎５階
（公社）秋田県農業公社農地管理部　農地集積課
電　話　番　号：０１８－８９３－６２２３
ファクシミリ：０１８－８９５－７２１０
電子メール：nyusatu-2@ak-agri.or.jp
ホームページ：http://www.ak-agri.or.jp/
※当公社へ直接持ち込みの場合は、令和８月11月11日(水)から令和８年12月２日(水)まで（日曜、土曜日、祝日を除く）の午前９時から午後５時までとします。

6　入札公告の閲覧期間
令和８年11月11日（水）から令和８年12月２日(水)まで、公社ホームページに掲載。

7　現地説明会について
現地説明会は行いませんので、申し込みをされる前に必ず現地を確認してください。

8　入札公告に係る質問受付期限
令和８年11月16日（月）午後５時まで
問合わせ先は、５(2) 提出先　を参照のこと。

9　入札公告に係る質問の回答期限
令和８年11月18日（水）まで

10　入札（開札）執行の場所及び日時

物件番号	場　　所	日　　時
1	秋田地方総合庁舎６階６０４会議室	令和８年12月７日(月)午前10時
2	秋田地方総合庁舎６階６０４会議室	令和８年12月７日(月)午前10時45分

11　入札保証金に関する事項
　入札保証金は、「公益社団法人秋田県農業公社条件付き一般競争入札実施要綱」第８条に準じて、免除するものとする。

12　入札の無効
　秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第４号）第166条に規定するところによる。
　なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

13　落札者決定及び通知予定日
　令和８年12月11日（金）　（※（公社）秋田県農業公社建設工事等競争入札心得による）

14　予定価格
　秋田県財務規則附則第７項の規定に基づく普通財産の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領に準じて公表する。

15　契約条項等について
　(1)　売買契約書は、別添「農地売買契約書【使用貸借特約付】(案)」によるものとする。
　(2)　契約に当たって、農地を再生する期間（２年程度を想定）は使用貸借とし、その後、所有権移転手続きを行うこととする。使用貸借期間中の租税公課及びその他の賦課金は落札者の負担とする。
　(3)　入札に付する物件は、現状引渡しとし、ほ場再生等は落札者の負担により行うこととする。
　(4)　落札者は、売買契約締結後、入札に付する物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

16　その他
　本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則及び秋田県財務規則の定めに準ずることとする。